

令和8年度静岡茶海外戦略展開支援事業のうち輸出拡大生産体制強化支援事業公募要領【市町向け】

令和8年8月6日
静岡県お茶振興課

1 目 的

海外需要に応じて、静岡茶の輸出を促進する取組の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とします。

2 補助の対象

輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要の高い有機茶やてん茶等の生産に適する品種への改植等や、被覆栽培への転換に取り組む事業に市町が補助する事業

3 関係要綱等

静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）

静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）

令和8年度静岡茶海外戦略展開支援事業実施計画審査要領（以下「審査要領」という。）

4 事業実施主体、補助率（額）及び補助額の上限

事業実施主体	補助の対象	県補助率（額）
市町	拠点の茶業者等が、国事業「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の茶の改植等の促進」（以下、「国の茶改植事業」という。）に申請し、輸出需要に対応した茶の生産拡大に要する次に掲げる経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植 (2) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種の新植 (3) 改植等に伴う植栽初期管理 (4) 「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	以下の定額の範囲内、かつ市町補助金の同額以内 (1) 7.6万円/10a (2) 6万円/10a (3) 7.05万円/10a (4) 5万円/10a
拠点の茶業者 又は茶業者で 組織する団体 等	拠点の茶業者等が、国の茶改植事業に申請し、輸出需要に対応した茶の生産拡大に要する次に掲げる経費 (1) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植 (2) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種の新植 (3) 改植等に伴う植栽初期管理 (4) 「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	ただし、国の茶改植事業の申請額の2分の1を限度とする

5 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月末まで

※国の茶改植事業を活用する場合は、この事業の交付決定前であっても事業開始を国の茶改植事業の交付決定日又は事前着手日まで遡ることができます。

6 公募期間等

(1) 公募期間

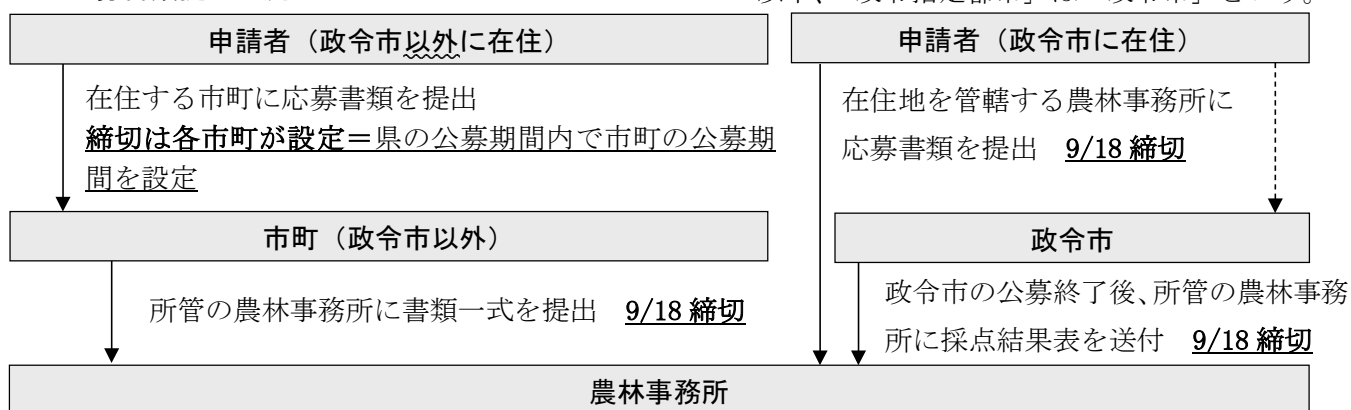
開始日	終了日
令和8年8月6日(木)	令和8年9月18日(金)

(2) 申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認められません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けられない場合があります。

7 応募書類提出の流れ

以下、「政令指定都市」は「政令市」という。



8 応募書類

	主な提出書類	提出先
申請者 (政令市 <u>以外</u> に在住)	☐ 提出先の市町が定める書類 (実施要領様式第1号、別紙3及び添付書類一式に類する書類)	市町
申請者 (政令市に在住)	☐ 提出先の市が定める書類 (実施要領様式第1号、別紙3及び添付書類一式に類する書類)	政令市
	☐ 実施要領様式第1号、別紙3及び添付書類一式	農林事務所
市町（政令市 <u>以外</u> ）	☐ 実施要領様式第1号、別紙3及び添付書類一式（取組主体ごと）	農林事務所
	☐ 審査要領様式第1号（採点結果表） ☐ 統括表【生産者別申請額一覧】（本要領別紙）	
政令市	☐ 審査要領様式第1号（採点結果表）	

9 交付対象事業の選定

- （1）実施要領第5の(1)のイに基づき、書類審査において交付対象事業の選定を行います。
- （2）ポイントの高いものから採択します。また、予算の範囲内で採択するため、交付対象事業として選定されない場合もありますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

10 注意事項

- （1）本事業への応募にあたっては、3に記した関係要綱等を熟読ください。
- （2）補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行が確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類等がなければ補助対象経費として認められません。

11 問合せ先

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班

電 話：054-221-3297

Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp